

耕作放棄地の再生・利用の取組を支援します

耕作放棄地の再生利用を図るため、耕作放棄地の解消に取り組む農業者等に対して必要な経費等を支援します。

(1) 補助対象者

市内の耕作放棄地の再生及び利用に取り組む者

(2) 補助対象農地

妙高市農業委員会が耕作放棄地と判断した農地で、再生後5年間以上次のいずれかの目的で利用されるもの

- ・農作物の栽培
- ・家畜のための採草及び放牧
- ・農地再生のための地力増進作物の栽培
- ・良好な景観形成や農地の保全のための景観形成作物の作付

■耕作放棄地解消推進事業（市単独事業・県事業）

～ 耕作放棄地の再生作業に係る経費を支援 ～

(1) 補助対象経費

耕作放棄地の再生作業等（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）に係る経費

(2) 補助金額

補助対象経費の1/2とし、補助対象農地10アールあたり10万円が上限

■耕作放棄地等利用促進事業（市単独事業）

～ 耕作放棄地の5年以上の利用権設定を支援 ～

(1) 補助対象内容

助成対象農地の5年以上の利用権設定

(2) 補助金額

- ・利用権設定5年以上10年未満の場合10アールあたり2万円
- ・利用権設定10年以上の場合10アールあたり4万円

【その他】

いずれの支援も事業実施前に申請が必要です

お問い合わせ・ご相談は

農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。